

長与町町勢要覧作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、長与町が有する自然、歴史、文化等の情報や町政及び現況を、総合的に分かりやすく紹介するための町勢要覧の作成に当たり、要覧作成に必要な能力を有する事業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 長与町町勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「長与町町勢要覧作成業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 納品場所 長与町役場
- (5) 委託上限額 3,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和3年4月以降に普通公共団体において指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 所在地における国税（法人にあっては法人税をいう、個人にあっては所得税をいう）、道府県税及び都税（事業税をいう）、市町村税並びに賦課金等に未納がないこと。
- (6) 長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。
- (7) 令和3年4月以降に市（町）勢要覧の作成業務の実績があること。

4 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

- (1) 公募の開始
令和8年4月10日（金）
- (2) 参加申込み
令和8年4月28日（火）17時まで
※持参又は郵送によりプロポーザル参加申込書等を提出すること。（郵送の場合は必着）
- (3) 質問の受付
令和8年5月14日（木）17時まで

- (4) 企画提案書等の提出
令和8年6月1日（月）17時まで
- (5) プレゼンテーションの実施
令和8年6月10日（水）予定
- (6) 結果通知
令和8年6月中旬に書面で通知するものとする。
- (7) 契約締結
令和8年6月下旬までに契約を締結するものとする。

5 参加申込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。

- (1) 申込期限
令和8年4月28日（火）17時まで（郵送の場合は必着）
- (2) 提出書類
本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。
町ホームページにて提出書類等のダウンロード可。

- ・参加申込書兼誓約書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
※会社概要の分かるもの（パンフレットなど）があれば添付すること
- ・町勢要覧等作成実績調書（様式3）
- ・業務実施体制表（配置予定者）（様式4）
- ・使用印鑑届（様式5）
- ・受任者届（様式6）※支店、営業所に権限を委任した場合のみ提出。
- ・商業登記簿謄本の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・国税の未納がないことの証明書の写し
なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。
- ・都道府県税の未納がないことの証明書の写し
なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。
- ・市町村民税の完納証明書の写し
なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

- (3) 提出方法
持参又は郵送で提出すること。
- (4) 参加資格の確認
提出書類を事務局にて確認し、令和8年5月1日（金）までに参加申込書に記載された連絡先に確認結果を電子メールで通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格

を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問の受付

前項により参加申込みをし、参加資格を得たものは、質問書（様式7）を提出し質問することができる。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月14日（木）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（hisho@nagayo.jp）またはFAX（095-883-1464）で提出すること。

なお、件名は「【質問書】（会社名）」とし、送信後に電話で着信確認を行うこと。

(3) 回答

質問に対する回答は、参加申込者全員に対して、随時、電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参又は郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1つに限る。

(1) 提出期限

令和8年6月1日（月）17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

- ・企画提出書（様式8）1部
- ・企画提案書5部

企画提案書には、仕様書に定める業務の内容を踏まえ、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン、各ページの展開案、デザイン案など、具体的な提案を明記するほか、作業スケジュールおよび必要に応じて資料を添付すること。なお、本文はダミー文章でもよい。

町勢要覧2022、観光パンフレット等を提供するので、希望する者は、あらかじめ申し出ること。

（町ホームページで閲覧可）また当該町勢要覧等の写真等を引用することができる。

- ・見積書（内訳書添付のこと）1部
- ・過去に受託作成した市（町）勢要覧・・・1部

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

8 選考方法

選考は、提案に対するプレゼンテーション審査によって行い、企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。

プレゼンテーションの出席者は3名以内（機器操作者を含む。）とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

プレゼンテーションの時間は30分以内とし、その後質疑応答（10分程度）を行うものとする。
実施日は、令和8年6月10日（水）を予定しているが、時間等詳細は令和8年6月4日（木）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。また応募者多数の場合は、予備日を設けることとする。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準書」により行うものとする。

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

(2) 結果通知

選考結果は、令和8年6月中旬にプレゼンテーションに参加した事業者に書面で通知する。

(3) その他

プレゼンテーションにおいて、大型モニターの使用を希望する場合は町で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

9 契約

(1) 契約の締結

契約予定事業者決定後、業務内容の詳細について協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。

(2) 次点の契約予定事業者との交渉

契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者から順に繰り上げ、契約予定事業者とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお長与町財務規則第111条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

10 その他

(1) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合または辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとする。

(2) 参加申込書または企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを取り消すことができるものとする。

(3) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションなどプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。

- (5) 本プロポーザルの結果については、町ホームページに公表する。
ただし、契約候補者として特定された者以外の提案者と採点結果は公表しない。
- (6) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律および長与町情報公開条例に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は別に定める。

11 担当部署および各種書類の提出先

長与町役場総務部秘書広報課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話番号：095-801-5780（直通） FAX：095-883-1464

メール：hisho@nagayo.jp

担当：秘書広報課 井上